

令和 7年 3月28日

姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付要
綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む市内の事業者が、女性、高齢者等の職域拡大や職場におけるコミュニケーションの活性化を目的として環境整備をした場合に、公益財団法人兵庫県勤労福祉協会ひょうご仕事と生活センター（以下「センター」という。）と協調して姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）（以下「補助金」という。）を交付することについて、ひょうご仕事と生活センター多様な働き方推進支援助成金（働き方改革助成コース・環境整備型）実施要領（以下「実施要領」という。）及び姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象）

第2条 市長は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、市内の事業所の職場環境整備に要する経費の一部を補助するものとする。

- 2 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要領第4条第1項各号に規定する事業とする
- 3 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、実施要領第5条第1項各号に規定する対象経費とする。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有する者であって、センターが実施する多様な働き方推進支援助成金（働き方改革助成コース・環境整備型）（以下「県事業助成金」という。）の支給決定を受けたもの
- (2) 前号の事業所において行う事業が次のいずれにも該当しない者
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する者

イ 宗教活動又は政治活動に関する事業に係る者

ウ その他補助金の交付目的に則して適当でないと市長が認める者

(3) 国、地方公共団体又はこれらの全額出資に係る法人ではない者

(4) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものでない者

(5) 市税の滞納がない者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費に4分の1を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は、100万円）とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、一の申請者から1会計年度に2回申請があったときは、当該申請に係る対象経費に4分の1を乗じて得た額の合計額について、100万円の範囲内において助成する。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助事業に着手する前に（年度の初日から補助事業を行う場合にあっては、同日に）姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付申請書（様式第1号。以下この条において「補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、交付申請は、1会計年度につき、1交付申請者当たり2件以内とする。

(1) 県事業助成金に係る助成金支給申請書及びその添付書類の写し

(2) 県事業助成金に係る助成金支給決定通知書の写し

(3) 市の事務等からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年12月24日制定）に定める誓約書

(4) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項の規定により補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入

れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付可否決定書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の規定により通知された交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に、文書で申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ姫路市多様な働き方推進支援事業（職場環境整備型）中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときはその旨を姫路市多様な働き方推進支援事業（職場環境整備型）中止（廃止）承認通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第9条 補助事業者は、交付決定後に実施要領第10条第1項第1号から第4号までに定める変更が生じたときは、遅滞なく姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職

場環境整備型）変更交付申請書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 県事業助成金に係る助成金支給決定内容変更承認申請書及びその添付書類の写し
- (2) 県事業助成金に係る助成金支給決定内容変更承認通知書の写し
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は前項の申請があったときは、申請内容を審査の上、変更の可否を決定し、姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）変更可否決定書（様式第 6 号）により、補助事業者に対し通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。この場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであるときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- (1) 県事業助成金に係る助成金実績報告書及びその添付書類の写し（実施要領第 11 条第 3 項の規定に基づき改めて実績報告を行う場合は、当該実績報告に係る助成金実績報告書及びその添付書類の写しを含む。）
- (2) 県事業助成金の支給額を公益財団法人兵庫県勤労福祉協会理事長が承認したことがわかる書類の写し
- (3) 市税の納税証明書
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 11 条 市長は、前条の規定により実績報告書を受理した場合は、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付確定通知書（様式第 8 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第 12 条 前条の規定による通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、

姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 県事業助成金の支給決定が取り消されたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付決定取消通知書（様式第 10 号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）返還命令書（様式第 11 号）により、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（加算金及び遅延損害金）

第 15 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられた場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により、補助金の返還を命じられ、これを期限の日までに納付しなかったときは、期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延損害金を市に納付し

なければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を請求しないことができる。

(事業承継)

第16条 補助事業者が合併その他事由により事業の承継を行った場合は、当該地位承継者が当該事業を継続して行くと認められるときに限り、当該地位承継者は、姫路市多様な働き方推進支援事業（職場環境整備型）承継届（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出して補助の措置を継続して受けることができる。ただし、当該地位承継者がこの要綱による補助を既に受けている場合は、承継する補助対象事業と併せてこの要綱の補助要件の範囲内とする。

- (1) 承継の事実を証する書類
- (2) その他市長が特に必要と認める書類

(事業開始後の状況報告)

第17条 補助事業者は、市長から事業成果及び対象事業所の活用状況等についての報告を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 2 市長は、補助事業者に対し必要があると認めるときは、実地に調査することができる。

(帳簿等の整備及び保管)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産を法定耐用年数の期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、貸し付け、担保に供し、又は処分する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付申請書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者
所在地
名 称
代表者氏名

姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）について、
年度補助金の交付を受けたく、次のことに同意の上、姫路市多様な働き
方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付要綱第 5 条の規定により、関係
書類を添えて下記のとおり申請します。

☐ 公益財団法人兵庫県勤労福祉協会ひょうご仕事と生活センターに今後、本申請に
かかる情報提供を行うこと及び本申請に必要な申請者の情報を取得することについ
て同意します。（☒をしてください。）

記

1 交付申請額

補 助 対 象 経 費	円
補 助 率	1 / 4
補 助 金 申 請 額	円

2 申請に係る事業所

事 業 所 名	
所 在 地	姫路市

(添付書類)

- (1) 県事業助成金に係る助成金支給申請書及びその添付書類の写し
- (2) 県事業助成金に係る助成金支給決定通知書の写し
- (3) 市の事務等からの暴力団の排除に関する要綱（平成 2 5 年 1 2 月 2 4
日制定）に定める誓約書
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付可否決定書

姬路市指令労政第 号
年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付で交付申請のあった補助金について下記のとおり決定したので、姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

審査結果 承認・却下	却下の理由
交付決定額 円	

交付条件

- 1 交付決定者は、姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付要綱の規定に従わなければならない。

様式第 3 号(第 8 条関係)

姫路市多様な働き方推進支援事業（職場環境整備型）中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先） 姫路市長

申請者
所在地
名 称
代表者氏名

姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付要綱第 8 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

指令年月日 年 月 日		指令番号 姫路市指令労政第 号
申請に係る 事業所名		
所 在 地		
中止又は廃止の理由		
中止又は廃止年月日 年 月 日		
備 考		

姫路市多様な働き方推進支援事業（職場環境整備型）中止（廃止）承認通知書

様

年 月 日付けで中止（廃止）申請のあった 年度姫
路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）については、下記の
とおり承認することに決定したので通知します。

姫路市多様な働き方推進支援事業（職場環境整備型）中止（廃止）承認申請書に記載のとおり中止（廃止）することを承認する。

様式第 5 号(第 9 条関係)

姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）変更交付申請書

年 月 日

（宛先） 姫路市長

申請者
所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付け姫路市指令労政第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について、姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり補助金変更交付を申請します。

記

変更理由

1 変更交付申請額

区 分	補 助 額	
	変 更 前	変 更 後
補 助 対 象 経 費	円	円
補 助 率	1 / 4	1 / 4
補 助 金 申 請 額	円	円

（添付書類）

- (1) 県事業助成金に係る助成金支給決定内容変更承認申請書及びその添付書類の写し
- (2) 県事業助成金に係る助成金支給決定内容変更承認通知書の写し
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

様式第 6 号(第 9 条関係)

姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）
変更可否決定書

姫路市指令労政第 号
年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）については、下記のとおり決定したので通知します。

記

審査結果 承認・却下	却下の理由
変更交付決定額 円	

交付条件

- 1
- 交付決定者は、姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付要綱の規定に従わなければならない。

様式第 7 号(第 1 0 条関係)

姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）実績報告書

年 月 日

（宛先） 姫路市長

申請者
所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付け姫路市指令労政第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について、姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

補助金交付決定額	円
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
実績に基づく補助額	円

（添付書類）

- ☐ 県事業助成金に係る実績報告書及び添付書類の写し
- ☐ 県事業助成金の支給額を公益財団法人兵庫県勤労福祉協会理事長が承認したとわかる書類の写し（助成金支給決定通知書、助成金支給決定内容変更承認通知書、助成金額確定通知書）
- ☐ 市税の納税証明書
- ☐ その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第11条関係)

姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）
交付確定通知書

姬路市指令劳政第 号
年 月 日

様

姫路市長

年度姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）として、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額	円
----------	---

様式第 9 号(第 1 2 条関係)

姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付請求書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

請求者

所在地

名 称

代表者氏名

発行責任者：_____

連絡先：_____

担当者：_____

連絡先：_____

姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付要綱第
1 2 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

指令番号 姫路市指令労政第 号	指令年月日 年 月 日
補助金交付年度 年度	補助金交付確定額 ¥
	交付請求額 ¥

様式第 1 0 号(第 1 3 条関係)

姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）
交付決定取消通知書

姫路市指令労政第 号
年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付け姫路市指令労政第 号で交付決定した
姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）について、下記
のとおり交付決定を取り消したので、姫路市多様な働き方推進支援事業補助
金（職場環境整備型）交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 交付決定取消事業所

事業所名	
所在地	姫路市

2 取消内容

取消区分	一部 ・ 全部
取消年月日	年 月 日
今回取消額	円
取消理由	

様式第 1 1 号(第 1 4 条関係)

姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）返還命令書

姫路市指令労政第 号
年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付け姫路市指令労政第 号で交付決定を取り消した補助金について、姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付要綱第 1 4 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

返還金等

返還を命じる補助金の額	円
返 還 期 限	年 月 日

様式第 1 2 号(第 1 6 条関係)

姫路市多様な働き方推進支援事業（職場環境整備型）承継届

年 月 日

(宛先) 姫路市長

所在地
譲 渡 人 名 称
代表者氏名

所在地
譲 受 人 名 称
代表者氏名

事業所開設に係る事業を承継したいので、姫路市多様な働き方推進支援事業補助金（職場環境整備型）交付要綱第 1 6 条の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 姫路市指令労政第 号
承 継 予 定 年 月 日	
承 継 理 由	

(添付書類)

- (1) 承継の事実を証する書類
- (2) その他市長が特に必要と認める書類